

第十三号様式の二十三（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第十条の十六関係）

裏	表
市（区）（町）（村） 選挙管理委員会 印	

備考 一 投票用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、第十三号様式の十八の備考四及び五に準ずる。

二 投票用封筒の表面には、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分をはり付けなければならない。